

神戸市告示第 571 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和 8 年 3 月 27 日

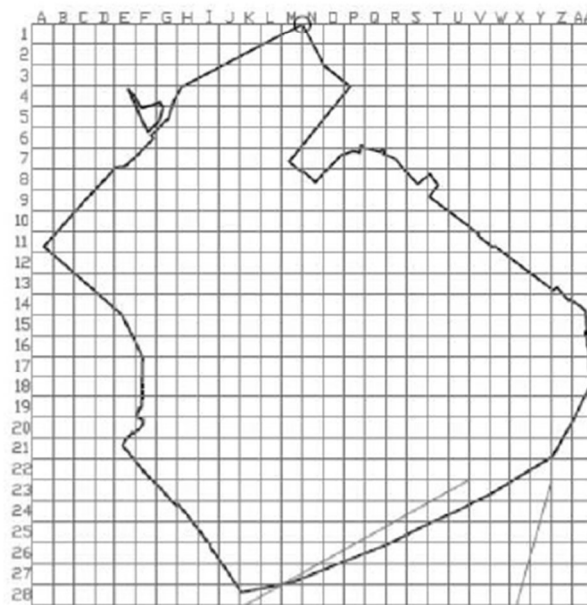
神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定する区域  
中央区東川崎町 2 丁目 14 番の一部  
(別図のとおり)
- 2 特定有害物質の名称  
六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

別図

< 起点 >  
起点は、神戸市中央区東川崎町 2 丁目 14 番 1 の北端 (No.3126) 地点とする

< 格子の回転角度 >  
 $24^{\circ}12'28''$   
起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m または 30m 間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。

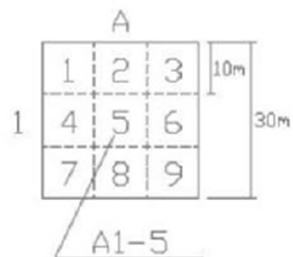


凡例

- 起点
- 敷地境界線
- ▨ 区域指定地

< 30m 格子図 >

単位区画番号



< 10m 格子図 >